

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会は、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議しました結果、本件を重要かつ早急に取り組むべきものであると判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

平成17年5月31日

清瀬市長 星野 繁 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 袴田 敏 雄

平成 16 年度提言書（その 2）

第 1 提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第 9 条 2 に基づき、「清瀬市のシンボルマークに、市民からの公募により愛称をつけること」及び「その広範な活用」を市長に提言いたします。

第 2 提言の理由

1. 市民からの提案

本件に関連し、市民からは以下のような提案が提出されています。

清瀬市のシンボルマークに市民からの公募による愛称をつける

シンボルマークにふさわしい商品には、シンボルマークの利用を可能とし、各商店で販売できるようにする

そのことにより「話題づくり」「活性化」を図ることが出来る

2. まちづくり委員会での検討

本件については、まちづくり委員の大半が同じような印象を持っており、この提案は市をあげて取り組むことが重要とのことで一致しました。

清瀬市のシンボルマークが市民に好評なのは、シンボルマークでありながら、キャラクター性があり、そのマークを使用しているゴミ袋などを通じて市民の目によく触れていることから、市民によく親しまれていることからといえます。

これまでキャラクターには愛称が付けられていることは一般的でしたが、シンボルマークに愛称を付けることも最近の傾向となっており、さらに本市のシンボルマークは著作権などの問題もないことが判明し、愛称を付けることは、特に問題はないことも確認しました。

そこで、このマークに愛称をつけ、広く市民に利用してもらうことが出来るならば、市民の地元意識向上を促す効果も期待できるとともに、清瀬市民のアイデンティティが高まることとなります。

また、愛称を市民に募集することにより、市民からの提案にもあるように「話題づくり」にもなります。

このようなことから、まちづくり委員会では、市民からの提案を受け、以下のことを市長に提言するものです。

- ・シンボルマークに市民からの公募により愛称をつける

- ・シンボルマークの利用については、公共性を考慮し、利用規程などを整備してそれらを市民に周知する。

3. 本市に今後必要なこと

近年、多くの自治体では独自の施策などにより「特徴あるまちづくり」を目指し、取り組んでおります。その結果、多くの市民はその「まち」に住み、そして働くことに喜びを見いだすことにもなっています。しかしながら、一方、多くの自治体ではそのような独自性を見いだせない結果、個性がなく、市民もその都市に住んでいることを誇りにもてないような傾向にもあります。

そのようななか、本市ではいち早くまちづくり基本条例の制定、それらを受けての「まちづくり委員会」が発足され、現在市民から「よりよいまちづくりへの施策づくり」の仕組みがスタートされたことは、大変喜ばしいことといえます。

今後はさらに、市民に親しまれ、さらにその中心ともなるシンボルマーク（イメージキャラクター的存在）に愛称がつき、そのシンボルマークとともに、清瀬市を周辺に発信できれば、その効果は抜群といえます。そのことにより、一人でも多くの市民が清瀬市に住み、そして働くことに生きがいを感じ、さらに本市が活性化するとともに清瀬市のアイデンティティが高まることは必至といえます。

以上のことから、今回の提案を機にレンジャーの活動などを含め、本市を大いにPRし、多摩地域に埋もれつつある清瀬市を売り出すことが出来ればとも考えています。そのためにも、市民の共通の支柱ともなるシンボルマークに愛称をつけ、市民をはじめとする周辺に普及・PRすることが必要と考えています。